介護予防・日常生活支援総合事業（第一号介護予防支援事業）　重要事項説明書

〈令和７年４月１日〉

事業の目的

要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防訪問介護相当サービスを提供することを目的とします。

運営の方針

事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

１、当事業者が提供するサービスについての相談

電話　０２４－５５５－２６２６（午前９時から午後５時まで）

担当　加藤　悦子　　※ご不明な点は遠慮なくおたずねください。

２、あおぞらホームヘルプサービスの概要

１）事業者の所在地およびサービス提供できる地域

事　業　者　名	あおぞらホームヘルプサービス
所　在　地	福島市南沢又字上並松８－６
介護保険指定番号	０７７０１００７１７
サービス提供地域	福島市

※上記以外の方でもご希望の方は、ご相談ください。

２）事業者の職員体制

	資格		業務内容
管　理　者	介護福祉士	１名	事業所の管理
サービス提供責任者	介護福祉士	２名	サービス管理、運営等
訪問介護員	介護福祉士 ヘルパー２級 実務者研修終了者	５名以上	サービス提供

3）営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振替休日を含む）及び年末年始（12 月 30 日から 1 月 3 日）及びお盆（8 月 13 日から 8 月 16 日）を除きます。
営業時間	午前 9 時から午後 5 時まで

3、サービス内容及び留意事項
当事業者が、利用者に提供するサービスは以下の通りです。

1）提供するサービス内容
① 自立支援の観点を踏まえ、利用者が可能な限り、自ら家事等を行うことが出来るよう配慮しながら生活全般にわたる支援を行い、心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持向上を目指します。
② ご家族、地域の住民による自主的な取組等によるインフォーマルな支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮します。
③ サービスの提供は、懇切丁寧に行い、わかりやすく説明します。もしわからないことがあったら、いつでも担当職員に遠慮なく質問してください。
④ サービス提供に用いる設備、器具等については、常に安全、衛生に注意します。

2）提供できないサービス内容
◎医療行為を行なうことが出来ません。
◎各種支払や年金等の管理、金銭の貸借など、金銭を取り扱うことは出来ません。
◎家事代行は出来ません。
◎利用者の為の支援を行なう業務なので、庭の草刈や他の家族の食事の用意などをすることは出来ません。
◎利用者本人が不在の場合はサービスの提供はできません。

3）訪問介護員は、6ヶ月を目途換わります、常に身分証明書を携帯していますので、必要な場合いつでも提示をお求めください。
4）訪問介護員に対し、贈り物や飲食物の提供はお断りいたします。

4、利用料金

1）介護保険法等関連法に定められた料金となります。
料金表は別紙

5、サービスの利用方法

1）サービスの利用開始
当事業者の職員がお伺いいたします。
重要事項の説明をし契約を結び、サービス提供を開始します。
また、個別サービス計画書を作成し利用者の同意を得ます。

２）サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスの終了を希望する場合
サービスの終了を希望される場合は、早めに当事業者またはケアマネジャーにお申し出ください。

② 当事業者の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了１か月前までに文書で通知します。

③ 自動終了
以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
◎利用者が介護保険福祉施設に入所された場合
◎利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）又は要介護と認定された場合
◎利用者がお亡くなりになった場合

④ その他
◎当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合、利用者は、文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
◎利用者がサービス利用料金のお支払いを２ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず１４日以内に支払わない場合
◎利用者様やご家族などが当事業者や当事業者のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為〈介護現場におけるハラスメント対応マニュアルに定義する、身体的暴力（叩く等）及び精神的暴力（大声を発する、怒鳴る等)、過剰な要求並びにセクシャルハラスメント（必要もなく手や胸を触る等）のハラスメント行為を含む〉を行い、その状況が改善されない場合は文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
◎自然災害、有事等の状況化において通常の訪問が提供できない、もしくは訪問を中断する場合があります。

６、緊急時および事故発生時の対処方法

１）サービスの提供中に利用者の容態に変化等があった場合、事前の打ち合わせにより、主治医に連絡をします。主治医の連絡が困難な場合、救急車等の必要な処置を講ずるものとします。（状況に応じた御家族の協力もお願いします）
２）事故発生時については、１）による対応の後、速やかに管理者に報告するものとし、管理者は、保険者、担当地域包括支援センター等、関係部署に報告し指示を仰ぐものとします。管理者は、事故報告書等を整備し再発防止に努めます。
３）損害賠償について、事業者は、サービスの提供にともなって利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対し損害を賠償します。
４）万が一、職員に利用者の血液・体液の暴露や針刺し事故が発生した場合に、利用者の感染情報（C型肝炎など）がない場合、感染症の血液検査を実施させていただくことに承諾をお願いいたします。尚、検査費用についてこちらで負担させていただきます。

７、実習生受け入れに関しての承諾事項

当該事業者において専門職育成と社会貢献の一環として各種の専門職の実習受け入れを行っています。その際利用者家族に対して職員の指導の下、援助活動の実践を行います。尚、実習生の援助活動に関しての苦情及びよう要望などの問い合わせに関しては苦情受付担当者にご相談して下さい。

８、個人情報の取り扱いについて

利用者等の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。

9、サービス内容に関する苦情

当事業者ご利用者様相談苦情担当

苦情受付担当　　管 理 者　　加藤　悦子　　電話番号 ５５５－２６２６

苦情受付日時　　毎月曜日～土曜日（８：４５～１７：００）年末年始休業中は除く

その他

当事業者以外に、市町村等の相談・苦情窓口に苦情を伝えることができます。

市相談苦情窓口　　福島市介護保険課

電話番号 ０２４－５２５－６５８７

福島県国民健康保険連合会　介護福祉課　苦情相談窓口

電話番号 ０２４－５２８－００４０

https://www.fukushima-kokuho.jp/ippan/ka-kujyo.html

10、当事業者の概要

名称・法人種別　　きらり健康生活協同組合

代表者役職・氏名　　理事長　木村　公

本部所在地・電話番号　　福島市野田町１丁目１５番１２号　　５３１－６２６２

＊別紙パンフレット参照

契約を交わす場合は以下の確認をすること

年　　月　　日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事 業 者　　き ら り 健 康 生 活 協 同 組 合
所 在 地　福 島 市 南 沢 又 字 上 並 松 ８ － ６
名　　称　あおぞらホームヘルプサービス
管理者　氏　名　　加　藤　悦　子

説明者　氏　名

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利用者
住所

氏名

（代理人）

住所

氏名